

日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

IV 産業合理化と労働組合

2 合理化と労働組合

1 総評・同盟の「合理化」対処方針

総評

総評が一九八六年七月一五日～一八日の第七五回定期大会で決定した方針のうち、「ME技術革新への対策」「職場の安全・衛生、災害補償の確立にむけて」を以下に掲げる。

【ME技術革新への対策】

ここ数年、ME技術革新は、高度情報処理ネットワークの形成と相まって、ますます進展している。ME化による労働生産性の上昇は実現しているが、賃金や労働時間は改善されていない。八五年秋以降、円高によって、コスト削減が至上命令とされ、ME技術利用による省力化はいっそう強められている。したがってME導入にあたっては、確実に事前協議制を 実施させ、雇用確保と解雇制限の原則をふまえME化対策をたてていくことが重要となっている。

ME技術革新と労働時間の関係は、日本の現状では、本来のあり方と逆になっている。ME化によって労働密度も増大し、生産性も急上昇しているのだから大幅な労働時間の短縮が進んで当然であるところを、逆に延長している。精神病の蔓延や自殺の続発などもはやギリギリの限界にきている。ME導入にあたっては、あらゆる組合は、労働時間短縮を不可欠の条件として実現させる。総評は時短を実現させるME導入のあり方について検討をはじめ。ME化された職場、とりわけVDT(テレビ表示装置)操作の労働条件や安全問題は一九八五年提起した、総評の「VDT労働規制のためのガイド・ライン」をミニマムとして活用し、労働・職場改革を進める。

【職場の安全・衛生、災害補償の確立にむけて】

ME・OAなどの急激な職場導入は労働者の生命と健康に大きな影響を与え、技術革新下での労働と労務管理は、労働者に慢性全身疲労症や、ストレス、精神・神経症などの障害者を多発させている。また、従前からの問題である単純反覆運動、同一姿勢持続労働による腰痛、けいれん障害、振動障害や化学、金属、地下産業などの労働者に多発している粉じん障害、職業ガン、各種中毒の発生は深刻をきわめている。他方、こうした被災者の補償については、医学的にその知見が確立していないなどとして、行政側が認定を拒否し給付が受けられない事態が頻発している。かかる労働災害・職業病を防止するためには単産・地域の指導にもとづく職場点検や安全衛生委員会活動以外にないことが明らかにされている事実を学び、とりくみを強化する。また、労災防止指導員や地方労働基準審議委員の活動を重視し、これら委員の活動拡大をめざす。

中央・地方での行政監督の強化、その具体化として労働基準監督官・安全衛生各専門官の増員および職場への立ち入り監督の増強を求めていく。総評および日本労働者安全センターによる中央・地方での労働者安全衛生学校や、ブロックごとに職場活動家、組織担当者、安全衛生委員などを対象とした教育・研修を実施する。労災・職業病被災者と労働組合との連携を強化し、企業内上積み補償として死亡・重障害の場合で二五〇〇万円以上、以下それに見合った補償協約・協定の実現、被災者組織の拡大強化ととりくむ。技術革新とそれに対応した労務管理、被災労働者の生活実態などに着目し、これらにかかわる法制度の全般的改善要求闘争の組織化を図る(『総評第七五回定期大会資料』)。

同盟

同盟が一九八六年一月二二日～二四日の第二二回定期全国大会で決定した方針のうち、「高度情報化社会とME革命への対応」を以下に掲げる。

【高度情報化社会とME革命への対応】

わが国は、高度情報化社会へ向けて移行しつつあるといわれる。それはまた、数多くの克服すべき諸問題を内包しているといつて過言ではない。

労働という側面からみても、単純作業からの解放や、効率化による労働時間の短縮などが期待される一方で、雇用における需給のミスマッチや、倫理性のないソフトウェアの開発、生活面におけるプライバシーの問題などがある。高度情報化社会へ向けてのハードウェアを中心とした社会資本整備は進行しつつあるものの、人間が高度情報化社会の担い手である以上、教育、労働、生活といったヒューマンウェアの社会資本整備が急がれている。そのためにも、われわれは、高度情報化社会対策国民会議などを通じて、国民的な合意を求め努力をつづけていく。

なかでもマイクロエレクトロニクスを中心とする新しい技術革新の波は、われわれにかつて経験したことのない課題を提起している。科学技術の進歩は、人類社会を発展させたが、その対応を誤ると、大きな苦痛をともなう歪みを生むものである。原子力の平和利用と原爆の悲惨は、その対比を深刻に示すものであろう。ME革命の進展は、その教訓を生かし、人間の幸福を拡大するためにこそ機能しなければならない。同盟は八五年の大会において、『新しい技術と人間の調和』(ME革命に対応する同盟の態度)を提案し採択された。職場と社会を大きく変化させるME化にたいし、人間中心の産業社会の確立をめざした同盟の基本姿勢と、具体的な対応を示す指針であった。われわれは、この指針を運動方針で再度確認しておきたい。

【ME革命に対応する基本原則】

人間社会の進歩と福祉の実現——ME化は進歩する時代の流れである。
科学と人間の調和を前提に、ME技術を経済・社会の発展と、労働者の雇用の維持安定ならびに国民福祉の増進に役立たせること。

アセスメント原則の確立——ME技術の開発・導入にあたっては、計画・設計・応用の段階から事前評価をおこない、実施段階においても、雇用、労働条件、安全等に及ぼす影響等について、事前に評価を徹底しておこなう制度を確立すること。

社会的公正の確保——ME技術導入にともなう成果は、所得の向上、労働時間の短縮、作業環境の改善、教育訓練等を通じ労働者に配分されるのはもとより、消費者、地域、社会にたいしても公正に分配されること。

参加と労使協議制の充実——参加と労使協議制の充実は、MEの進展に欠かすことのできない要件である。企業、産業、全国、地域レベルで協議機関を設置し、広範かつ組織的に雇用の維持安定を中心とするME対応原則と、それにもとづく諸施策の協議と合意を形成すること。

国際協力の確立——ME化は国際間の協力を必須の条件としている。ME対策は各国共通の課題となっていることに鑑み、国際的なコンセンサス形成のための国際会議の開催、経済協力、技術協力の拡大に努力すること(『同盟第二二回定期全国大会資料』)。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
